

書評

根岸佶博士著

合股の研究

内田直作

本書は昭和十八年即ち根岸博士が正に古稀賀壽に際せられ、前東亞研究所第六（中國慣行）調査委員會に提出された本文六二三頁に及ぶ大著である。同委員會の商事慣行に關する代表的報告であつて、中國の商事組合合股の一研究ではあるが、殆ど中國の商事慣行各般に互つて多年の蘊蓄と識見を傾倒され論述し盡されてゐる。合股又は合夥は中國並に南方華僑社會を通じて個人組織並に會社組織を凌駕し普及せる企業組織であり、且つ過去幾千年かの歴史に於て中國的な感覺と特性を保持しつつ今日に至れる經濟細胞であつて、その研究は今後の中國經濟社

會の正しき理解のため不可欠な重要課題をなす。さり乍ら、かかる大著の公刊は現在の狀態下予想困難であるから、一應同研究所の假印刷報告に基き茲に簡單にその内容を紹介し、本書の存在につき江湖の注意を喚起したい。

本書の内容は總説、第一篇合股生活、第二篇合股法制、第三篇合股會計、第四篇合股變貌に分別される。

先づ、總説に於ては以下四篇の要旨が明かにされて居る。即ち、

第一、既往の合股研究が合股の法律的乃至は經濟的側面のみを観察をなすも、合股は家族制度に淵源するものであるから社會生活の側面からの觀察を重視すべきこと。

第二、合股の本質は「臺灣私法」説の如くローマ法上の組合型でなく、ゲルマン法上の合手的組合型に屬すること。

第三、合股の至適企業は支那傳統的企業殊に商業であり、資本を固定する大企業組織には不適なること。

第四、その計算制度である傳統的簿記が進歩的な複式簿記原

型を具備するものがあること。

第五、聯號即ちコンツェルン組織の發達すること。

第六、合股改良案、即ち合股責任に關し翻譯的輸入法規である現行法の連帶責任規定と絶對的按股分擔の慣行との背馳による矛盾解決のための改良案として相對的按股分擔制の採用と新に有限會社の規定を設定すべきこと。

以上の主張を劈頭に開陳され、その精密な根據付を以下各篇に於て展開される。

二

第一篇に於ては先づ合股の淵源である上古の社とそれをめぐる社會と道德、更に經濟思想にまで敷衍され合股の協同體社會性を明かにされる。尙ほ、經濟思想の特質を抽出して均產主義と寡欲主義の二とされ、中國に自然科學の發達を見ず産業の停滞と物質文化の歐洲に及ばなかつたことはこの兩主義を採つたことに基き、そのことこそ協同體社會の遺風の今尙ほ中國に存する所以であると論ぜられる。即ち、博士は公式的唯物史觀の立場を排される。次いで、合股内の店方制度の弊慣行とその擬家族的協同生活の態様につき、詳細なる描寫を圖られる。

三

第二篇は合股の法制についてであつて、先づ合股の本質はローマ法の組合よりもゲルマンの合手的組合ゲザムトに屬すべきことを明解に論證され、臺灣私法のローマ法説を排される。次いで、合股の股東責任に關する慣行につき歴史的に縷述され、日本の舊慣相受式と生死同心式と比較され、中國の絶對的按股分擔は前者に、相對的按股分擔は後者に匹適し、現行法規の採用する連帶責任制は債權者の保護厚きにすぎ中國固有の慣行と相容れないことを明かにされる。

かかる慣行・法制の背馳の解決のため過去に於て屢々上海市商會側と政府側との交渉を見た。右は最近の合股に關する中心問題であるから筆者の知るところを記せば、市商會側は民法第六八一條の連帶責任規定に登記合夥については絶對的按股分擔制を採用すべき條文の追加を提議したが、政府側立法委員黃石昌等の原議により右の條文修正をなすことなく、別に商業登記法を制定して同法の第九條に於て合股の任意登記制を採用し、右登記を経た合夥の未出名合夥人は隱名合夥人として取扱ふこととなつた。この改正辦法では登記合夥の出名合夥人は連帶責任

任、未出名合夥人は有限責任を負担することとなり、舊慣の股份比例主義は依然として認められない糊塗的補救策にしかすぎなかつた。茲に於て、最も深刻に苦惱を重ねたのは上海、寧波

方面の信用取引を基礎とする複式銀行の錢莊であつた。その何れもは絶對的按股分擔主義の合股として三世に於て發展して來たのであるが、合夥登記をすれば股東は連帶責任を負ひ、舊慣に比し更に嚴格な責任となつて資本家側の出資困難を來

し、一方股份有限公司乃至は隱名合夥による有限責任制を採用する場合一般社會の錢莊に對する信用失墜となるべく文字通り進退谷まる状態にあつた。その後、右の合夥股東責任問題が如何に解決されたかは知るべくもない。博士は右の解決策として相對的按股分擔制の採用と有限責任會社の立案を主張せられる。相對的按股分擔は絶對的のそれより一步進めて、支拂不能

となれる股東の債務額をも更に股份に比例して分擔するものであつて、舊慣の按股分擔主義を採用しつつ、言はば絶對的按股分擔制と連帶責任制の中間を行く妥協案で、少くとも唐代以後連綿として今日に及ぶ合夥股東責任の本則をなすものとされるのである。筆者はここで、清代廣東の外國貿易獨占團體であつた廣東十三洋行を組織した行商 (Hong Merchants) 達の外國

商人に對する聯名保結制も亦この相對的按股分擔制であつたことを想起する。

尙ほ、合股の類型は多様であつて、例へば錢莊の如く人的信用關係を必須條件としないその他の合股の出路として、我國にも近年採用を見た有限責任會社案を提唱される。前述の糊塗補救策に對し、博士は右によつて問題を實情に沿ひ根本的且つ明快に解決せられて居る。

次に、合股の成立、股東及家長の權利義務、股東の股份及び權利の譲渡、退股、解散及び清算、債務整理につきコメンダ的合夥、身股、乾股、附股、讓本、父債子還、商事公斷、仁親公平主義等の慣行と現行法規との觸接より生ずる諸問題が論述し盡されて居る。

四

第三篇合股會計に於ては、先づ中國會計の淵源として周禮の會計制度と歷代の會計錄、四柱清冊につき明かにされ、次いで此等の官廳會計が西洋に於けると同様、私會計即ち家族、寺院、會館、公所の如き非營利會計と、個人商店乃至商事合股の如き營利會計に及ぼした影響を分明にされる。

横いて、東西固有簿記の重大な差異は東洋の單式なるに反し、西洋の複式なることとの通説を排し、新説として營口通銀の振替制度に於て複式記帳の行はれて居たことを指摘され、その進歩せるものに至つては産業革命前に於ける西洋會計の疊を摩すべきものあることを明かにされる。尙ほ、帳簿組織としては厦門式、廣東式、寧波京津式の南北中支に跨る諸系統を分別説述せられ、それ等の帳簿用字の慣習的記錄方法をも附加される。更に、合股簿記は西洋簿記に比較して科學的缺點あるを免れず、且つ地方により業態により商店の大小により異同あり千差萬別の思ひをあらしめたが、今後西洋流に科學的統一的たざるを得ず、洋式を加味した中國簿記が中小商店間に普及すべしと結論される。

五

第四篇合股の變貌に於ては、隱名合股、聯號、會社の三者を取扱はれる。最初の隱名合股については單なる消費貸借でなく一種の共同企業形態を保持するものとされ、中國に於ては特に官吏紳士等の面千保持上の匿名出資乃至海上貿易のコメンダ類似の契約からして隱名合股の發生を促し、中國産業の發展に

寄與すること少くなかつたことを歴史的に要約される。前述の如く合股股東責任問題に關する補救策として隱名合夥規定が採用されて居る。従つて、現在或は隱名合股の簇出を見つゝあるかも知れないが、平和克復後の中國に於ける堂々たる新事業の經營については、新式會社への改造を必須とすべく、隱名合股も盛時の面影を保持することは博士も説かれる如く至難な状態にあるものと見られる。

次に、聯號即ち合股のコンツエルン組織につき論述され、信用取引の發達せること、相互扶助の仲間意識の濃厚なること、危険分散の立場からして一業一店に踞踏することなく、零細資本と雖も功妙に同種異種の各事業に分割投資され、遂には郷黨關係により寧波財閥の如き巨大コンツエルンの成立を見るに至らしめた所以を明かにされる。次いで、中日英コンツエルンの比較觀察をし、その共通點を指摘され、中國コンツエルンの今後につき株式會社の企業を聯結統制した資本主義的コンツエルンの發生の可能性は認容されるも、利益獨占の傾向を有することからしてその發展に疑問符を打たれる。

最後に、合股から會社への轉化について、合股は内部に於て協同體社會に彷彿する生活を營むものであつて、物的關係の顯

密な株式會社への發達の容易でないことを明示される。

次に、株式會社發達の過程につき官督商辦時代、外人企業時代、利權回收時代、國貨維持時代、國民革命時代の五期に互つて説述され、當初の經營難の時代から最後の時期に及んで民族意識の高揚、人材の輩出、資本の増殖により株式會社の發達緒につき始めたといわれる。さりとて、株式會社は尙ほ合股の影響を受け、人的關係濃厚、經理の特殊の地位、官利紅利の慣習、勞働者への株式利潤分配等合股の遺風につき明かにされる。合股の會社化については、前述の如く股東責任過重な合名、合資會社への變更よりも獨逸に創設せられた有限責任會社への改造こそ妥當とされ、この合股を改造した有限責任會社と合股の影響を受けた株式會社こそ、今後各々割當られた分野に於て支那商業の發展に貢獻しうべしと結論し擧げられる。尙ほ、最近の海外商業誌の傳ふところに依れば、本年四月十二日修正實施された中國の新會社法に於て有限責任會社の規定が新規採用されるところとなつた。博士の多年主張するところが實現を見た次第で慶賀の至りに堪へない。

六

以上杜撰な紹介を敢へてして忤犯たるものがあるが、本書を一讀注目されることは公式的唯物史觀解釋乃至は中國を利益社會となす通説を排され、經濟倫理の觀察を重視され、協同體社會の側面を力説される博士の特異な立場である。然も、それを根據付けるに該博な歴史的社會的實證を以てせられる。正に、本書は歴史的には商業史の一篇をなし、社會的には中國商人社會の慣行を網羅する。更に、一貫するところは常に事物の長所を汲み取らうとされる博士の人間的努力であり、この點後學の心に銘じて範としなければならぬと信ずる。

今、隣邦中國は平和克復後國內經濟再建設のため萬般多忙の時機に際會する。その一として從來の翻譯的法制の改正が擧げられうる。舊來の慣行を封建的殘滓として一掃することなく、その長所を新法制に汲み入れ、輿論の承認する法律的根據の上に今後の中國の健全な發展が期待されなければならぬ。右につき博士の合股の研究は一の指針たるを喪はないであらう（商事に關する慣行調査報告書——合股の研究——昭和十八年六月印刷全六二三頁）。